一項」に、「第四十条の七第六項第六号」を「第四十条の七第八項第六号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第二十五条の二十二の三第十四項」を「第二十五条の二十二の三第十二項」に、「第四十条の七第六項第七号」を「第四十条の七第八項第七号」に、「第四十条の七第六項第八項第一号」を「第四十条の七第八項第一号」に、「第四十条の四第六項第七号」を「第四十条の四第八項第七号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第二十五条の二十二の三第十五項」を「第二十五条の二十二の三第十三項」に、「第四十条の七第六項第七号の二イ」を「第四十条の七第八項第七号の二イ」に、「第二十五条の二十二の三第十六項」を「第二十五条の二十二の三第十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第四十条の七第六項第八号」を「第四十条の七第八項第八号」に、「第十七項及び第十八項」を「第十五項及び第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第二十五条の二十二の三第十八項」を「第二十五条の二十二の三第十六項」に、「第四十条の七第六項第八号」を「第四十条の七第八項第八号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第四十条の七第六項第九号」を「第四十条の七第八項第九号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第四十条の七第六項第九号」を「第四十条の七第八項第九号」に、「第二十五条の二十二の三第二十一項」を「第二十五条の二十二の三第十九項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第二十五条の二十二の三第二十二項及び第二十三項」を「第二十五条の二十二の三第二十項及び第二十一項」に、「第十六項」を「第十四項」に、「同条第十九項又は第二十一項」を「同条第十七項又は第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「第十七項」を「第十五項」に、「第四十条の七第六項第十号」を「第四十条の七第八項第十号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「第二十五条の二十二の三第二十五項」を「第二十五条の二十二の三第二十三項」に、「第四十条の七第六項第十一号イ」を「第四十条の七第八項第十一号イ」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第二十五条の二十二の三第九項から第十二項まで」を「第二十五条の二十二の三第七項から第十項まで」に、「第四十条の七第六項第十一号ニ」を「第四十条の七第八項第十一号ニ」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第二十五条の二十二の三第十四項」を「第二十五条の二十二の三第十二項」に、「第四十条の七第六項第十一号ト」を「第四十条の七第八項第十一号ト」に、「第四十条の四第六項第一号」を「第四十条の四第八項第一号」に、「第四十条の七第六項第一号」を「第四十条の七第八項第一号」に、「第四十条の四第六項第七号」を「第四十条の四第八項第七号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第二十五条の二十二の三第二十六項」に、「第四十条の七第六項第十一号ヲ」を「第四十条の七第八項第十一号ヲ」に、「第二十五条の二十二の三第二十九項」を「第二十五条の二十二の三第二十七項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二十六項中「同条第二項第十号」とあり、及び「法第四十条の四第二項第十号」とあるのは、「法第四十条の七第二項第十一号」と読み替えるものとする。

第二十五条の二十七第二十四項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第四十条の七第七項」を「第四十条の七第九項」に、「同条第六項第四号」を「同条第八項第四号」に改め、「零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額（同項に規定する特定金融所得金額をいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には」及び「）とする。」を削り、「第四十条の七第十項第一号」を「第四十条の七第十二項第一号」に、「第六十六条の九の二第十二項第一号」を「第六十六条の九の二第十項第一号」に、「第四十条の七第六項第四号」を「第四十条の七第八項第四号」に改め、「（清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」を削り、同項を同条第二十三項とする。

第二十五条の二十八第一項中「第四十条の七第八項各号列記以外の部分」を「第四十条の七第十項各号列記以外の部分」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「第四十条の七第八項第一号」を「第四十条の七第十項第一号」に改め、同条第七項中「第四十条の七第九項第二号」を「第四十条の七第十一項第二号」に、「同条第八項第四号」を「同条第十項第四号」に、「第六十六条の九の二第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の九の二第十項各号列記以外の部分」に、「第四十条の七第十項第一号」を「第四十条の七第十二項第一号」に、「第六十六条の九の二第十二項第一号」を「第六十六条の九の二第十項第一号」に、「第四十条の七第十項第四号」を「第四十条の七第十二項第四号」に改める。

第二十五条の二十九中「第四十条の七第十項第三号」を「第四十条の七第十二項第三号」に改める。

第二十五条の三十第一項中「第四十条の七第六項」を「第四十条の七第八項」に、「第四十条の七第十項」に改める。

第二十五条の三十一第一項及び第三項中「第六項」を「第八項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同条第四項中「第四十条の七第十四項」を「第四十条の七第十七項」に改める。

第二十六条第四項中「既存住宅のうち」を「特定増改築等をした家屋で」に改め、同条第六項中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同条第七項第二号中「第二十六項第二号」を「第二十七項第二号」に改め、同条第九項各号、第十項第一号から第三号まで、第四号イからハまで及び第五号、第十二項各号、第十三項第二号、第十四項、第十六項各号、第十七項各号並びに第十八項中「同条第十項」を「同条第六項」に改め、同条第四十項中「第二十三項」を「第二十四項」に、「第二十四項」を「第二十五項」に、「第三十三項第三号」を「第三十八項第三号」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第三十九項を同条第四十七項とし、同条第四十一条第二十七項」を「第四十一条第二十四項」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

44　法第四十一条第二十七項に規定する政令で定める期間は、同項の個人、当該個人の配偶者又は当該個人の二親等以内の親族が同項の家屋の存する場所に居住していた期間とする。

45　法第四十一条第二十七項に規定する政令で定める家屋は、同項の個人、当該個人の配偶者又は当該個人の二親等以内の親族がその居住の用に供し、又は供していた家屋のうちこれらの者が主としてその居住の用に供し、又は供していたと認められるものとする。

第二十六条第三十六項中「第四十一条第二十三項」を「第四十一条第二十項」に改め、同項第三号中「同条第十項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十五項中「第四十一条第二十二項に規定する工事」を「第四十一条第十九項に規定する増改築等工事」に、「その他」を「、当該増改築等工事をした家屋が居住用家屋に該当するものであることその他」に改め、「を満たす工事」及び「を満たす工事」を削り、同項第一号中「第四十一条第二十二項」を「第四十一条第十九項」に改め、「工事（次号から第四号までにおいて「」を削り、「」という」を「（同項に規定する増改築等工事をいう。以下この項並びに次項第一号及び第二号において同じ」に、「同項」を「同条第十九項」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号中「工事に」を「増改築等工事に」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　増改築等工事をした家屋が法第四十一条第一項に規定する居住用家屋に該当すること。

第二十六条第三十五項を同条第四十項とし、同項の次に次の一項を加える。

41　法第四十一条第十九項に規定する増改築等工事に要した費用の額が百万円を超えるものであること、当該増改築等工事をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第四十一条第十九項に規定する特例増改築等に係る増改築等工事に要した同項に規定する費用の額が百万円を超えること。

二　増改築等工事をした家屋が法第四十一条第十六項に規定する小規模居住用家屋に該当すること。

三　前項第三号に掲げる要件